

講演資料

目的的行為論の起源とその哲学的基礎

鄭 鐘 勗
西 原 春 夫 訳

カール・エンギッシュ (Karl Engisch) は、一九四四年、コールラウシュの古稀祝賀論文集に寄せた論文の中で、ヴェルツェル (Welzel) はその行為概念を明らかに「ニコライ・ハルトマン (Nicolai Hartmann) の道徳論、存在論」に結びつけていると主張し、そしてハルトマンを「ヴェルツェルの保証人」だと特徴づけておりますが、これに対してヴェルツェルは特別な注意は払いませんでした。なぜなら、彼としては当時このエンギッシュの主張が、のちの批判者にとって目的的行為論の起源に関する「標語」になろうとは思っていなかったからであります。ところが、たとえばカー・アー・ハル (K. A. Hall) 「故意における過失」(一九五九年) 一一頁) は、ハ

ルトマンを「目的的行為論者の哲学の先生」だと特徴づけておりますし、トマス・ヴェルテンベルガー (Thomas Wertenberger) 「ドイツ刑法学の精神的状況」(第二版) 六頁) は、ヴェルツェルのことをほめかしながら、現今の刑法理論学の中で存在論の用語がしばしば耐えがたいぐらゐに乱用されていることを戒めております。彼は、とりわけ、このように哲学上の理論を法律学の分野に移植することがただちに許されるものかどうかに関し、刑法学者がみずから批判的な申し開きをすることなく、ハルトマンの体系のような比較的新しい哲学体系から来た思想を、刑法理論学の基礎にまで高めるのはいいかなものであるろうかと戒めております。その他、ディートリッヒ・エーラー

(Dietrich Ohle)「違法行為における客觀的目的要素」(一九五九年)五八頁)は、構成要件の故意を責任から分離する考え方は、人間と価値に関するハルトマンの見解に依拠した結果であると特徴づけておりますし、ウルリッヒ・クルーク(Ulrich Krug)「方法論的問題としての、目的主義における行為概念」は、刑法上の目的主義の諸テーゼが、ハルトマンの哲學から導き出されるかどうか、どの程度まで導き出されるかを詳細に検討したのち、故意は存在論的な理由からすると、目的主義の理解とはまったく反対に、構成要件要素ではなく——責任要素になる——という注目すべき帰結に到達いたしました(三四、三八頁)。最近では、クラウス・ロクシン(Claus Roxin)が、ヴェルツェルはハルトマンの存在論的な研究に依拠して、西南ドイツの価値哲學に逆う姿勢を示したのだということを述べております(「正犯と行為支配」(一九六三年)一四頁)。

目的的行為論の由来は、ニコライ・ハルトマンの存在論に帰着させるべきだという主張が声高くなってきたとき、ヴェルツェルは長い沈黙を破って、一九六一年にその著「刑法体系の新様相(Das neue Bild des Strafrechtssystems)」の第四版の序文の中で、これを否定する態度を示しました。ヴェルツェルは次のように述べております。「私はこれまで長いあいだ、私の理論の由来を指摘することにつき、沈黙を守ってきた。それ

は、学問において問題となるのは表明された事柄が正しい内容を持っているかどうかであって、その由来がどこにあるかではないからである。しかし、今や表明された事柄までが巻きぞえにされ、しかもその際部分的にはなほだしい誤解までがあるので、私はもはや黙ってはいけなと思うようになった」と(序文Ⅸ)。

私たちが以下に目的的行為論に関する正しい実態を追想しようとする場合、私たちはヴェルツェルの最初の論文を手がけるのがもっともよいと思います。そこには、目的的行為論に関するヴェルツェルの思想がはじめて体裁をとってあらわれているのであります。

一

ヴェルツェルは、一九三〇年に「刑法と哲學(Strafrecht und Philosophie)」という論文の中で、また一九三一年に「因果性と行為(Kausalität und Handlung)」という論文の中で——そのような表現は用いておりませんけれども、実質的に——彼の目的的行為論に関する思想と構想をはじめて明らかにしました。彼にとって問題となったのは、当時の認識論と哲學の助けをかりて、当時刑法を支配していた自然主義的ないし因果的行為概念を克服し、刑法の中に新しい方法論上の基礎を与

えることであります。まずヴェルツェルの認めたのは、刑法的認識の課題は新しい対象を作り出すことにあるのではなく、すでに存在している対象をその存在論的な諸条件の中でとらえることにある、ということでした。ヴェルツェルは、刑法の方法論を変革することが緊急に必要だということを確認しました。なぜなら、決定的に実証主義の影響を受けている当時の刑法学にとっては、実証的な個々の出来事をいくら積み重ねてもこれらを抱擁する精神的な紐帯を示すことはできないと考えられたからでした。彼は次のように述べています。「方法論は認識とその対象との関係を記述するところからはじめなければならぬ。すべての認識が意図的なもの、いいかえれば一つの対象に向けられたものであるとすれば、方法論上の検討は、認識が対象にいたるのにとらねばならぬ道を示すべく、同時に対象の論理的な構造を明らかにしなければならない。刑法の方法論は、同時に刑法の対象の分析を意味する」と。このような主張によつて否定されたのは、単に次のような見解ばかりではありませんでした。すなわち、不当にもカントを引合いに出しながら、物をはじめてわれわれの目に映るように作り出したのは、われわれ自身なのだ、そのような特性を持った事物の創造主はわれわれ自身なのだ、と主張しようとする見解ばかりではありませんでした。否定されたのは、そもそも方法に、素材を形成

目的的行為論の起源とその哲学的基礎

する機能を認めようとするあらゆる見解であつたことになりました。彼は述べております。「対象が方法によつて決定されるのではなくて、方法が対象によつて決定されねばならないのだ」と。ヴェルツェルの見解によれば、われわれに与えられているものは、そもそも、これから形を与えられねばならない無定型なものではなく、われわれの知っている対象は、当初は無定型であつたけれども、徐々に（すでに）形を与えられたものなのであります。

このような方法上の自覚をもつて、ヴェルツェルはとくに刑法の基礎的な対象である行為というものの分析において、当時の通説であつたいわゆる「因果的行為論」に立ち向かいました。因果的行為論は、一九世紀の中心から優勢になつた自然主義的ないし実証主義的思想から生じたものであります。それは、人間の行動を、意思によつて惹起された、感覚に知覚しうる外界の変動とみるのであります。これによれば、本来行為の目標を決定し、手段の選択を行い、生ずることのありうる付随的結果を考慮に入れるところの行為の内容は、理窟に合わないことに、行為概念にとつては重要でないということになり、わずかに責任判断の対象とみられるにすぎないこととなります。このような行為概念が、必然的結果として行為概念を外的な因果の経過と、内部的な意思内容とに分割してしまうこと

になるのは、明らかであります。そこで、因果的行爲論は、犯罪論を構成する場合に、外界に惹起されたすべてのもの、すべて「外部的なもの」「因果的なもの」は違法性に配属し、すべての「内部的なもの」「精神的なもの」は責任に属させることになるのであります。これによれば、責任は結果に対する行為者の精神的關係、いいかえれば外部的な出来事が行為者の精神に反映したものにほかならないことになります。このような因果的行爲論は、当初リスト (Liste)、ベーリング (Beiling)、ラートブルッフ (Radbruch) によって主張され、次いでメツガー (Megeer) により修正された上で發展させられたものであります。が、だいたい一九三〇年ごろまで、ドイツにおける刑法理論学を支配したのであります。

しかし、このような犯罪論体系はゆり動かされはじめました。というのは、まず一方において間もなく主観的違法要素論が發展し、他方において規範的責任論が展開したからであります。主観的違法要素というものが発見されると、すべての主観的なものは責任に属する、ということにはならなくなってしまうし、また違法性も決して単に「客観的・外部的なもの」に關係しているとはいえなくなってくるのであります。また規範的責任論も、責任の本質は「主観的・精神的なもの」から成るのではないということ(たとえば認識なき過失の場合のように)、

主観的・精神的なものではなくてさえよいということ、責任の本質はむしろそれとは別な、フランク (Frank) が「非難可能性」と表現したようなものの中にある、ということを明らかにしました。このような一九三〇年ごろの理論的狀況の中で、ヴェルツェルはその目的的行爲論を展開したのであります。その方法は、リスト・ベーリング・ラートブルッフ流の体系における因果的行為概念に批判を向けるというやり方だったのでした。

ヴェルツェルは、因果的行爲論の決定的な欠陥を次のような点にあると考えました。すなわち因果的行爲論が行為の概念を、その存在論的な実質的内容を遮断して単に意思の因果的機械的な経過として記述し、とりわけこのような因果的な経過の形式が、現実の出来事を決定する唯一の仕方だと説明している点であります。ヴェルツェルは、行為の中には、出来事の因果的な形式と並んで、「それと異なる、まさに刑法にとって決定的な経過の法則がある」ということを断乎として指摘しました。次のように述べております。「前法律的な行為でさえ、単に外界における一定程度の変更という効果を伴った有意的な身体運動ではない。それは単に因果的に惹起されるのではなく、意図的に設定されるものである。いいかえれば、その行為の中ではたらいいた因果のメカニズムでさえ、意図的であるとか、意味における法則とか、意味の認識などという要素によって特徴づけら

れる、新しい種類の特色づけを受けるものである」と。

二

ヴェルツェルは、このように行為の構造を、意味を志向したものととらえる見解に到達したのでありますが、その場合手助けとなったのは、一方においては（ホーニヒスヴァルト、エリスマン、ビューラーなどの説く）思考心理学であり、他方においては（ペー・エフ・リンケ、プエンダーなどの説く）現象学的対象論でありました。それ故、その本質が意味志向性をなすところの「目的性」の哲学的起源は、ニコライ・ハルトマンの哲学に帰着すると説く見解は、これを否定すべきであります。このような見解が誤解にもとづいていることは、ヴェルツェル自身も批判者との論争においてこれを明らかにしました。「仮にこの主張が正しいとするならば、私の理論の起源がニコライ・ハルトマンの哲学の中にあることを恥ずる理由はきつと何もなく、かつたことであらう。しかし実はそうではなかった。私が目的的行為論を形成しようという刺戟を得たのは、ニコライ・ハルトマンからではなくて、思考心理学からであった。とくに最近の刺戟を得たのは、最近亡くなった哲学者リヒアルト・ホーニヒスヴァルト（Richard Höhnswald）の『思考心理学の基礎（Grundlagen der Denkpsychologie）』とい

目的的行為論の起源とその哲学的基礎

う著書からであった。これに続いて私に刺戟を与えたのは、カール・ビューラー（Karl Bühler）、テオドーア・エリスマン（Theodor Erismann）、エーリッヒ・イェンシュ（Erich Jensch）、ヴィルヘルム・ペーターズ（Wilhelm Peters）や現象学者ペー・エフ・リンケ（P. F. Linke）、アレクサンダー・プエンダー（Alexander Pfänder）などの諸説である」というように述べております。もちろんヴェルツェルとニコライ・ハルトマンとが行為概念のとらえ方の点において一定の類似性、共通性を持つてゐることは否定できません。しかし、強調しなければならぬのは、ヴェルツェルがハルトマンの作品に決定的にふれたのは、ようやく一九三五年、彼が教授就任論文「刑法における自然主義と価値哲学（Naturalismus und Werthphilosophie im Strafrecht）」を書いたときであつた、ということであります。このことは、ヴェルツェルがすでにその最初の論文である（一九三〇年の）「刑法と哲学」や（一九三一年の）「因果性と行為」の中で、ホーニヒスヴァルトや上述の学者たちに依拠して「意味志向性（Simintentionalität）」という概念を彼の行為論の基礎として発展させたことにより、さらに強められたのであります。彼の指摘によれば、ニコライ・ハルトマンは当初は新カント学者だったのですが、のちに現象学の影響を受けて批判的實在論に転身したのでありまして、ハルトマンはリ

ヒアルト・ホエーニヒスヴァルトや上述の學者たちおよびその作品にはいかなる影響も与えておらず、むしろ逆に、当時活況を呈しており、その間長いあいだ「共有財産」となったところの思考過程、つまり一定の精神的活動が因果的でなく経過するその仕方についての思考過程を、その思考にとり入れたのでありました。問題となるのは、単にヴェルツェルが彼自身のいうように、ハルトマンの著書「倫理学」(Ethik)や「精神的存在の問題」(Problem des geistigen Seins)の中で「行為の構造がきわめてわかりやすく分析されていた」ため、その「刑法における自然主義と価値哲学」に関する論文の中で、自分の思想を新たに公式化し、その際「意味志向性」というあまりぎこちよくない表現の代わりに、その後親しまれた「目的性」(Finalität)という言葉をおいたところにあるにすぎません。したがって、ニコライ・ハルトマンを目的的行爲論の「保証人」であるとか、「哲学の先生」であるとかと特徴づけることは、まったく正しいというわけにはまいりません。このような誤った理解が生じたのは、この標語をはじめて用いた人であるエンギッシュやその他のヴェルツェルの批判者たちが、ヴェルツェルの最初の論文ではなく、おもに彼の一九三五年にあらわされた教授就任論文「刑法における自然主義と価値哲学」や一九三九年に刑法雑誌に登載された論文「刑法体系研究」(Studien zum

System des Strafrechts)」を批判の基礎とし、源泉として利用したことにその原因があるといつて差支えないと思います。

三

それでは、目的的行爲論の方法論的、哲學的基礎をなす思考心理学や現象学的対象論は、いったいどのような理論と内容を持っているのでありましょうか。今世紀の二〇年代において、思考心理学と現象学的対象論の一般的傾向は、次のようなところにありました。すなわち、思考体験に新しい「基体」(Substrat)を与え、それによって心理学と認識論とを、対象からはなれた「心理主義」「連想心理学」の思考方法から解放する、というところがありました。何故なら、もし人が思考の内容を、対象からはなれ、そして観念か連想かのいずれかに適合する要素からこれを導き出し、または説明しようとするならば、その試みは、思考の存在論的な状態に適合しないことになってしまうからであります。何故なら、思考の存在論的な状態というのは、対象となるものと関連してはじめて決定されるものだからであります。そこで、エリスマンは、単に機械的に経過する「観念」または「連想」から区別されたところの、精神活動のある特殊な体験形式を、「精神的なものの特色」として強調しました。キュルペ(Külpe)の経験心理学のグループに属する

ビューラーは、次のことを主張しました。すなわち「思考における最後の決定的な不変のものは、決して観念連合の法則に忠実に鎖のように次から次へとわれわれの中に生起するところの観念像ではなく、観念像という変化する材料に対する、『一定の単純な、そして複合的な思考操作』にはかならない」と主張しました。ペー・エフ・リンケは、現象学の側面から、同じような主張に到達しました。すなわち一定の条件のもとにおいて、心理的以外の実体に対する洞察にもとづき、心理的な実体に関する有効な証言を得る可能性がある、という主張がこれでありまゝす。しかし、われわれとの関係では、リヒャルト・ホーニヒスヴァルトの「思考心理学」がとくに有益であるように思われます。何故なら、ヴェルツェルは、それから「意味志向性」という概念を直接発展させたからであります。したがって、これから先論ずることは、主としてホーニヒスヴァルトの基本思想にしたがい、「意味志向性」という「糸」をたぐり、それによって目的的な行為法則性を追及することに向けられることとなるわけでありまゝす。

ホーニヒスヴァルトの思考心理学の基本的なモチーフは、とくに思考体験の「意味」に向けられております。必要なのは、思考心理学的な実験における試験の客体を、みずからの思考体験について指図をする主体、とみることであります。そ

目的的行為論の起源とその哲学的基礎

うすると、自己の思想のみが語られるのではなくて、むしろ自己の思想を思考する機会における体験について報告がなされることがわかります。彼によれば「観念連合とか、再生とか統覚 (Apperzeption)」とかが語られるのではなくて、驚きやぎょつとすること、びっくりすることやあきれかえること、突然の思いつきやわき上がる疑惑が語られるのです。そこで、人がたとえばある「詩」を「理解する」のは、その人がその詩の意図とかモチーフとか創作者ととかその発展とかというような、詩そのものの以外のことに関する知識をたくさん筋書の中に読みこんでからだということになるわけでありまゝす。これに反して、もし人がその筋書を「追う」だけしかなかったとしたら、その人の理解は欠陥あるものになってしまいます。

思考心理学からみて本源的なものであり、第一義的なものは、したがって、孤立した言葉の意味ではなく、常に「文章の意味への志向」であります。ホーニヒスヴァルトは、「了解」の実質にとり第一の条件として問題になるのは、思考の論理的な「密度」だということを認めました。まさにこの、方向を持った思考 (Zu-Denken) の論理的な密度、いいかえれば理解が客体との関係でとぎれずに継続すること、は「意味連関 (Sinn-zusammenhang)」への志向に依存しているのでありまして、この意味連関は何びとかによって実現されるかどうかにかかわ

りなく、その意味連関の内部で、あらゆるモメントが他のあらゆるモメントと、一義的にかつ客体との関係で有効な規範にしたがい関連しあうものなのであります。したがって、規範は、内在的にかつ客体との関係で効力を有することにより、思考が論理的客観的に完結しているかどうかについて現実の標準をなすのであり、思想はそれがどの程度完結しているか、その程度に応じて一定の仕方で表現され、理解されるのであります。規範は、換言すれば、「方向を持って考えられたこと(Zu-Gedacht)」を、意味体験の手続において特定の意味に向けるところの、包括的な法則性なのであります。

以上から明らかになるのは、思考動作あるいは思考体験の全過程は、意味というものを媒介として実施されるということであり、意図的思考法則性というものによって、「思考の秩序」が「出来事の秩序」から区別されるのでありますが、この意図的思考法則性は、ホーニヒスヴァルトによれば、「心理的なもののための範疇」としてあらわれるのであります。意味によって決定されていることの中に、思っていることそのものの法則性が刻印されているのですが、それ故にこそ、この、意味によって決定されていることは、心理的なものがよってもって存立するための条件をなすのであります。「意味規定性(Sinn-Determination)」の決定的な意義は、しかし、それが心理的

なものを、一つの意義にしたがって決定されたものとしてはじめて認識させる点にあるのではなく、それが心理的なものを支配する点にあるのであります。何故なら、心理的なものは、意義の構造を持つものだからであります。

四

ホーニヒスヴァルトの「意味規定性」という概念は、ヴェルツェルによって「意味志向性」ということの中にとり入れられ、そしてその行為論の中で重要な機能を営むことになりました。この「意味志向性」は、事物論理的な構造(sachlogische Struktur)の本源的な基体をなすものであります。何故なら、ヴェルツェルの「目的性」は彼の目的的行為論全体の背骨をなすものでありますが、その「目的性」は、「意味志向性」という思想から発展した、行為の「構造法則性」と何ら異なるところがないからであります。ヴェルツェルはすでにその初期の論文において、刑法的な評価の存在論的な基礎を、対象としての行為の意図的な構造の中にみようとしました。次のようにいっております。「あらゆる任意の出来事に、人間に対する法効果を結びつけることは、たしかに法秩序の自由になしうところである。しかし、現実の出来事の特定の一片だけを刑法的評価に服させるといふ差別的なとり扱いをすることに、単な

る恣意を越える意味、いいかえればそもそも一つの意味があるはずだとするならば、その差別的とり扱いは、対象の世界における差異にもとづくのでなければならぬ。ある判断が客観的に妥当だといえるのは、認識の範疇が対象の範疇と一致する場合だけである。「経験の可能性の条件は」、カントがかつて明瞭に公式化したように、「同時に経験の対象の可能性の条件でもある。」対象の意図的な秩序（訳者注Ⅱここにいう「対象」とは、違法な、有責なという刑法的評価を加える対象、すなわち人間の態度を指し、「意図的な秩序」とは、人間の態度はすべて何かをしようとしてなされている、ということの意味する）は、今や「因果性」と並んで、対象の条件として浮かび上ってきたものであるが、それは、「対象との関連による秩序であり、意図された対象の意味による秩序である。」それが関係するのは、「意味の秩序」それ自体ではなく、「意味の把握の秩序」である。意味把握の秩序は、意味の秩序そのものに向けられているが、それは、把握することの中に意味それ自体が反映しているか、あるいは把握することによって意味が認識の中に「入りこむ」かぎりにおいてであります。意図された意味法則性は、それ故、因果的なものでもなければ、純粹に論理的なものでもなく、意味に関係したものであります。意味に関係しない存在法則の単なる断片にすぎない因果のプロセスは、いうまでもな

目的的行爲論の起源とその哲学的基礎

く対象の素材をなすものですが、それも、ただ手段としてのみ、いいかえれば「意図した目標を達成するために有用であることを顧慮してのみ」重要であるにすぎません。思考を指導する機能を営むのは、ここではもっぱら「意味志向性」という範疇であり、その仕方は、個々の因果の連鎖（要素）を目標に向けて指導的に結合することによるのであります。因果の経過は、このようにして、これを設定する動作ともども、一つの意味統一体としての行為に結びつくのであって、「しかもその意味統一体というのも、価値がある、という概念によっては十分に特徴づけられるものではなく——というのは、豪雨でも価値があることもあるから——、その統一体が意味の認識（およびその法則性、「志向性」）にもとづいているといった、そのような意味統一体をいう」のであります。

ところで、ここにいう「意味志向性」の構造とか、同様に行為の目的的構造とかいうものが「存在論的 (ontologisch)」な概念なのか、「存在的 (ontisch)」な概念なのかが問題となります。これに対する解答は、「存在論的」とか「存在的」とかという概念をどのように考えるかのいかんにかるのであります。ハイデッガー (Heidegger) によれば、存在論的な問題は、その本質上「存在の意味」に関係します。いいかえれば、存在の内在的な根拠に関係するものとされています。これに反し

て、**存在**の問題は、「存在するものの存在のあり方」に関係するのであります。これによれば、存在論的な問題は、実証科学にとっては**存在**の問題よりも「根源的」であり、そして**存在**的な事実¹⁾に先立って存在し、これを**内在**的に基礎づける**ところ**の法則性の可能性の**ア priori**な条件に向けられていることとなります。もしハイデッガーの存在論の理解が正しいとすれば、ヴェルツェルの「意味志向性」については「存在論的」な構造が問題になっている、ということを確認することができます。何故なら、ヴェルツェルは「意味法則性」という概念について、次のような事態の経過の秩序を考えているからであります。すなわち、その秩序の中で、そしてその秩序のおかげで、私が対象の意味、いいかえれば対象の構造と価値自体を順次発見していくことにより、洞察と決断を見出せるような、そのような秩序を考えているからであります。もちろんこの構造と価値とは、このこと、つまり洞察と決断を見出すことに対する「現実の原因」であるわけではありません。それらは、むしろ、意思決定が依存しそしてそれらが正当化される**ところ**の「論理的な理由」なのであります。重要なのは、**存在**的なものがすでに根源的に秩序と意味とをその内に含んでいるという事実であります。このヴェルツェルの存在論的な傾向は、その教授就任論文「刑法における自然主義と価値哲学」の中にもっと

明瞭に表現されております。次のようにいっています。「歴史とか**真**の文化の**現実**にわれわれが**出**く**わ**すのは、**価値**が深く**存在**的なものに根ざしているときであり、決してそれ**自体**の中に横たわる（効力のある）非現実的な意味**形象**として**存在**に単に**外面**的に付着しているときではない。」「**その**かぎりにおいて、**存在**を超越する**価値**というものはなく、**存在**的な**存在**は、あらゆる**価値**の素材に属するのであって、決してそれ**自体**の中に横たわる、**存在**とは**関係**のない**価値****形象**の**単**なる**平等**の担い手ではない」と。このことから結論されるのは、ヴェルツェルは**価値**を「非現実的な効力を有する意味**形象**とみる西南ドイツの**新カント**学派（ヴィンデルバント、リックター）〈Windelband, Richter〉の**価値**論を否定したばかりでなく、**価値**を単に「**理想**の**存在**たる意味の**特性**」とするマックス・シェラー（Max Scheler）やニコライ・ハルトマンの**価値**倫理的な立場をも否定したということでもあります。それ故、ヴェルツェルの見解によれば、**現実**の対象的なものの外には、そのような、非現実的な効力を持った**り**、あるいは**存在**したりする意味**形象**とか意味の**特性**といった独自の**世界**は**存在**しないのであります。むしろヴェルツェルにとっては、**価値**は、私と対象とのあいだの志向**関連**なのであります。このことからして、対象としての行為の**目的**法則性は、**構造**上**根源**的にそして**内在**的に**意味**に向けられ

たものであるかぎりにおいて、「存在論的」なものであると特徴づけることができますのであります。

われ、当研究所での講演をお願いした次第である。あらためて同博士の御好意に感謝したいと思う。（西原春夫）

訳者のあとがき　本稿は、昭和四九年一月七日、早稲田大学比較法研究所で行った鄭鐘勗（チョン・ツォン・ウク）博士の講演を紙上に再現したものである。鄭博士は一九三三年に韓国に生まれ、一九五六年ソウル大学法学部卒業後同大学の助手に就任されたが、一九五八年に西ドイツに留学され、フライブルク大学、ボン大学で法学を修め、一九六五年にはボン大学法哲学教室助手として、目的的行為論の創唱者ヴェルツェルに師事された。その間、一九六七年には「グスタフ・ラートブルッフにおける法哲学的相対主義の道」と題する論文を提出して法学博士の学位を取得しておられる。一九六八年にいったん帰国され、韓国の中央大学教授になられたが、一九六九年ふたたび渡独、ボッフム大学の極東学科研究員を経て、一九七一年にフライブルクのマックス・プランク外国・国際刑法研究所の極東部門研究員に就任され、現在にいたっている。この経歴から明らかなように、同博士は長年ヴェルツェルの直接指導を受けて刑法学、法哲学を修められた方であるので、とかく争いのある目的的行為論の哲学的基础に関しその真相をたずねるには絶好の学者であると思